

○広島県立佐伯高等学校下宿費等補助金交付要綱

平成30年3月23日

告示第63号

(趣旨)

第1条 市は、広島県立佐伯高等学校（以下「佐伯高校」という。）の活性化と佐伯高校に通学するため下宿等する生徒に係る経済的負担の軽減を図るため、当該生徒の保護者に対し、予算の範囲内において広島県立佐伯高等学校下宿費等補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、廿日市市補助金等交付規則（平成5年規則第10号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(一部改正〔令和4年告示45号〕)

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 下宿費等 佐伯高校へ通学するために、生徒が下宿する住居の賃貸人に支払う賃料（家賃、食費及び光熱水費をいう。）及び生活の本拠を旧佐伯町の区域（以下「佐伯地域」という。）外に残したまま物件を借りて居住する住居（保護者と同居する住居も含む。）の賃貸人に支払う家賃をいう。
- (2) 保護者 学校教育法（昭和22年法律26号）第16条に規定する保護者をいう。

(一部改正〔令和4年告示45号〕)

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、中学校卒業時に佐伯地域外に住所を有する生徒の保護者又は市長が特に認める者であって、実際に下宿費等を負担している者とする。ただし、この要綱以外の法令等により、下宿費等の全部又は一部の支給を受けている者は除く。

(一部改正〔令和4年告示45号・5年141号〕)

(補助対象期間)

第4条 補助対象期間は、前条に規定する生徒が佐伯高校に第1学年から第3学年まで在籍する期間とする。

2 前項に規定する補助対象期間に、休学又は停学の期間が含まれる場合は、当該期間を除くものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、下宿費等とする。

(一部改正〔令和4年告示45号〕)

(補助金の額)

第6条 1月当たりの補助金の額は、1月当たりの下宿費等の額が3万円未満の場合は、当該下宿費等の額とし、1月当たりの下宿費等の額が3万円以上の場合は、3万円とする。

(一部改正〔令和3年告示145号・4年45号〕)

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、広島県立佐伯高等学校下宿費等補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める期日までに、学校長を経由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 賃貸借契約書の写し
- (2) 下宿費等の領収書等の写し
- (3) 在学証明書又は学生証の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(一部改正〔令和4年告示45号〕)

(補助金の交付の決定)

第8条 市長は、前条に規定する補助金の交付申請を受けたときは、その結果を広島県立佐伯高等学校下宿費等補助金交付決定通知書（別記様式第2号）又は広島県立佐伯高等学校下宿費等補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(一部改正〔令和4年告示45号〕)

(補助金の交付手続の特例)

第9条 市長は規則第24条の規定に基づき、規則第12条の規定による実績報告書の提出及び規則第13条の規定による補助金の額の確定等は省略させることができる。

(決定の取消し等)

第10条 市長は、補助金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 規則又はこの要綱に違反したとき。
- (2) この要綱により市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが不適当であると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、その旨を広島県立佐伯高等学校下宿費等補助金交付決定取消通知書兼返還命令書（別記様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

(一部改正〔令和4年告示45号〕)

(実施規定)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月25日告示第26号）

この告示は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日告示第145号）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

- 2 改正後の第6条の規定は、令和3年度以後の下宿費について適用し、令和2年度分までの下宿費については、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月23日告示第45号）

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の広島県立佐伯高等学校下宿費等補助金交付要綱の規定は、令和4年度以降の下宿費等の交付について適用し、令和3年度分までの下宿費の交付については、なお従前の例による。

附 則（令和5年4月7日告示第141号）

この告示は、令和5年4月7日から施行する。

附 則（令和6年8月21日告示第210号）

この告示は、令和6年8月21日から施行する。

別記

様式第1号（第7条関係）

広島県立佐伯高等学校下宿費等補助金交付申請書

年 月 日

様

住 所
申請者 氏 名 (※)
(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。
電話番号

年度における広島県立佐伯高等学校下宿費等補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

生 徒 氏 名			
学 年			
対象月	下宿費等の額	補助金の申請額	備 考
月	円	円	
月	円	円	
月	円	円	
月	円	円	
月	円	円	
月	円	円	
合 計		円	
添 付 書 類	☐ 賃貸借契約書写し ☐ 下宿費等の領収書等の写し ☐ 在学証明書又は学生証の写し ☐ その他 ()		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第2号（第8条関係）

広島県立佐伯高等学校下宿費等補助金交付決定通知書

（元号） 年 月 日

様

廿 日 市 市 長

（元号） 年 月 日付で申請のありました（元号） 年度広島県立佐伯高等学校下宿費等補助金について、次のとおり交付することに決定したので、広島県立佐伯高等学校下宿費等補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

交付決定額 円

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第3号（第8条関係）

広島県立佐伯高等学校下宿費等補助金不交付決定通知書

（元号） 年 月 日

様

廿 日 市 市 長

（元号） 年 月 日付で申請のありました（元号） 年度広島県立佐伯高等学校下宿費等補助金の交付申請について、次のとおり交付しないことに決定したので通知します。

不交付の理由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第4号（第10条関係）

広島県立佐伯高等学校下宿費等補助金交付決定取消通知書兼返還命令書

（元号） 年 月 日

様

廿日市市長

印

（元号） 年 月 日付け 第 号により通知した補助金交付決定について、次のとおり取消しを行います。

また、既に交付を受けている補助金については、次のとおり返還してください。

1 交 付 決 定 額		
2 取 消 し の 根 拠	広島県立佐伯高等学校下宿費等補助金交付要綱第10条	
3 取 消 し の 理 由		
4 補 助 金 の 返 還	この取消しにより、既に交付している補助金について、次のとおり返還してください。	
	返還の根拠	広島県立佐伯高等学校下宿費等補助金交付要綱第10条
	返 還 金 額	
	返 還 期 日	（元号） 年 月 日
	返 還 方 法	添付の納入通知書による。
5 備 考		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第 1 号（第 7 条関係）

（一部改正〔令和元年告示 2 6 号・4 年 4 5 号・6 年 2 1 0 号〕）

様式第 2 号（第 8 条関係）

（一部改正〔令和元年告示 2 6 号・4 年 4 5 号〕）

様式第 3 号（第 8 条関係）

（一部改正〔令和元年告示 2 6 号・4 年 4 5 号〕）

様式第 4 号（第 1 0 条関係）

（一部改正〔令和元年告示 2 6 号・4 年 4 5 号〕）